

週報

十一月三十日號

第二四號 昭和十五年十月十三日 日本郵政特准掛號認許 (每週一四水曜日發行)



五錢

中小商工業者の

轉失業對策

海鷲、ビルマルト遮斷
ルーズヴェルト大統領三選

國民服の話

週報

十一月十三日號

第二四號

昭和十五年十一月十三日
（郵務總局特准掛號認爲新聞紙類）
（每週一、四、六、日發行）

五錢

中小商工業者の

轉失業對策

海鷲ビルマルト遮斷
ルーズヴェルト大統領三選

國民服の話

露光量違いにより重複撮影

大東亞 先づ日滿支三 國の經濟提携

共榮圈の確立



中小工場の
職業的振興案

ルースのミルと大統領の三バ

国民服について

日滿支經濟提携の骨子問題

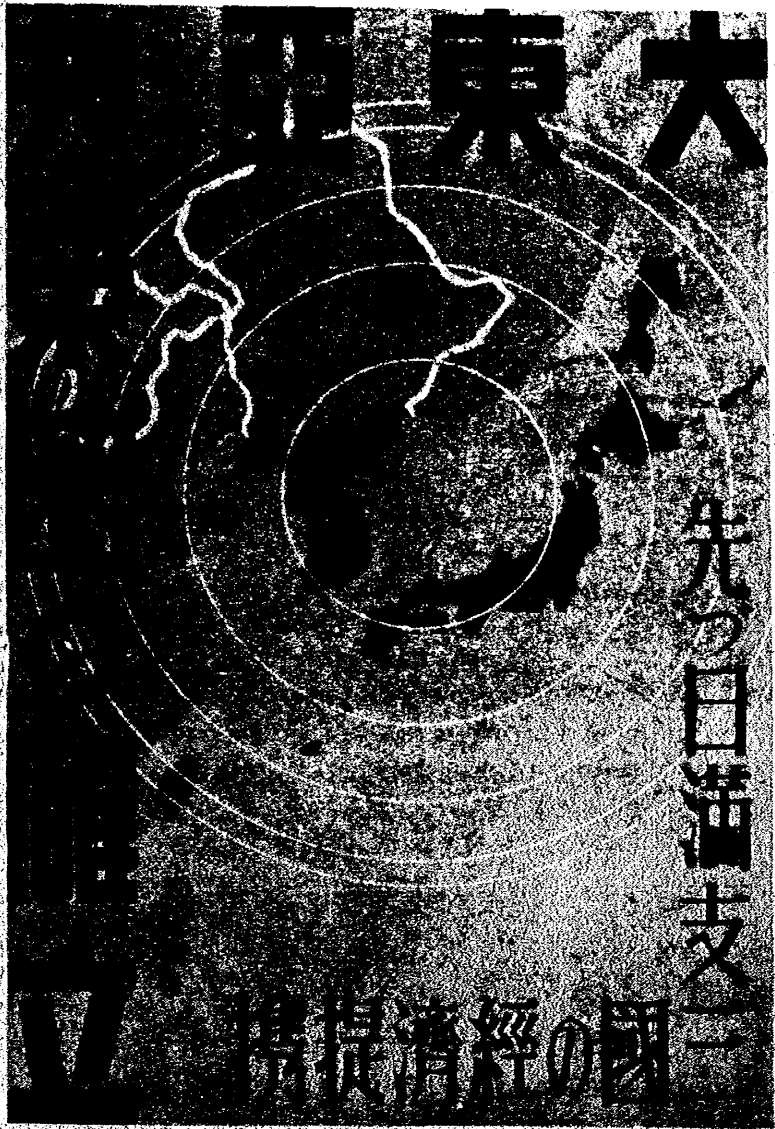
職業的振興案

ルースのミルと大統領の三バ

国民服について

日滿支經濟提携の骨子問題

露光量違いにより重複撮影



目次 (十一月二十四日)

中小工業者の職業轉換對策 企畫院・二

海運統制の躍進 選信省・三

「日滿支經濟建設要綱」決定す 内閣情報部・九

海軍、ビルマ・ルートを爆撃遮断 海軍省海軍軍務部・二四

非常時郵便の新體制 逓信省郵務局・二六

ルーズヴェルト大統領の三選 外務省情報部・三

國民服について 厚生省・三

週日誌

十一月一日(金) 前號追加

▼小林蘭印特派使節歸朝

▼在東亞米國人の引揚げにつき松岡外務大臣談話發表

國民服令公布

十一月三日(日)

▼明治節祭の御儀執り行はせらる

十一月四日(月)

▼ギリシャ政府、わが國向ギリシャ船に航行を繼續するやう指令を發する旨わが方に通告

▼海外同胞大會舉行(五日)

▼スペイン、北阿タンジール國際管理區接收を聲明

十一月五日(火)

▼日滿支經濟建設要綱骨子閣議で決定、内閣情報部當局談發表

▼淮南鐵路(盧州、九龍關)閉通

十一月六日(水)

▼支那事變關係重要問題の協議行はる

▼日滿支電氣事業の規格統一興亞技術委員會で決定

▼對日石油問題につき英、米、關印で協議中と英外務次官言明

▼ルーズヴェルト氏米大統領に三選

十一月八日(金)

▼勸勞新體制要綱閣議で決定

▼大政翼賛會支部規程正式に決る

▼上海佛租界法院接收につき日佛共同聲明

十一月九日(土)

▼神祇院官制、船員使用等統制令、従業者移動防止令等公布



中小商工業者の職業轉換對策

企 畫 院

はしがき

中小商工業者の職業轉換に關する對策は、十月二十二日の閣議を経て、その根本方針の決定發表を見るに至つた。中小商工業者に對する對策の必要は今日に始つたものではないが、最近特に喫緊の問題となり、經濟關係會議に於て第一の問題として取上げられたのは、日獨伊三國條約の影響として急速なる對策の樹立實行を必要とするに至つたからである。従つて中小商工業者に

對する對策といつても必ずしも中小商工業者のみに限るものでなく、それ以外の商工業、なかに工場勤務者は本對策の對象となるものが相當數に達するものと思はれる。たゞ、こんな對策を最も必要とされるものが中小商工業者であるためにこの名稱を用ひたのである。また本對策は今般の外交轉換に伴ふ措置として急速な實施を要するものであるが、これを従來のやうな臨時救濟的な轉失對策と同視することは當らない。最近に於ける内外の情勢は、我が國産業經濟の再編成を必

然的ならしめてをり、この趨向は外交轉換により更に拍車をかけられた。本對策は實にこの産業經濟界の再編成による、必然的職業轉換に即應した、勞務活用の再編成たる性質を有するものである。即ち一部産業に於ける過剩勞力を、轉業者の將來の幸福と國家の必要との兩面から考へて、最も緊要なる方面に再配置し、以て職業勞務の一大再編成を實行せんとする考へ方に基づくものである。勤勞に對する新しい觀念を打立て、新體制の下、國內に一人の勤勞を欲せざるものなく、又一人の勤勞の機會を與へられない者なからしめ、一億一心、職分奉公に邁進せしめんとするものである。この點は特に念頭に置く必要がある。

以下その内容について概略の説明を加へよう。

一 本對策の對象となる者 —(要職、轉業者)—

本對策の對象となる者、即ち職業の轉換を必要とする者はどんな者か、何程の數に上るかといふことは、本

對策實施の前提となるものであるが、數字は明確に示すことはできないが、相當數に上るものと推察される。

次に、如何なる方面から職業の轉換を要する者が生じて來るかといふ事になるが、先づ第一に外交轉換に伴ひ、資材の壓縮から生産力擴充産業、輸出産業、生活必需品産業等の工業方面の從業者に過剩を生ずる事が豫想される。次に七・七禁令その他、經濟統制強化に伴ふ轉換を要する者も相當數に達するであらう。なほ配給機構の改革により中小商工業者並びにその從業者にして、轉業の已むなきに至る者も相當數に上ると思ふ。尤も配給機構の改革整理の問題は、前二者の場合と異り改革や整理の方針如何によつて、轉業を要する者の數に非常な差異を生ずることとなる。

要轉業者の轉業についての政府の方針としては、出來得る限り官廳の強制的措置を避け、同業者組合の中合せ等に基づく自治的措置に據らしめ、關係官廳に於てはこれに對し必要な指導を加へることとしたのである。この場合に特に留意を要することは、年少者、兼業者等轉

業の容易な者を先にし、年長者、専業者など、轉業困難な者は多少能率の低い者でも、なるべく現在の業務を繼續させるやうに計畫することである。

二 轉業者の轉換先

轉業者の轉換先については大體六方面が考へられる。

- (1) 軍需産業 事變下に於て最も重要な産業であるに拘らず、昭和十五年度の勞務需給の點から見ても計畫通り充足してゐないのみならず、今後相當新規増員を要するものとも豫想されるから、可なり多數の消化が可能であると思はれる。
- (2) 生産力擴充産業とその附帯産業 この方面に於ては、第一に述べたやうに、現下の情勢に於ては勞務の需要よりも寧ろ過剩となる傾向にあるから、全體的には轉業者の轉換先として掲げる事は當を得ないのであるが、この部内の中でも業種によつては不足するものもあるから、こゝに掲げることとした。
- (3) 滿洲開拓民(中小工業開拓民を含む) 滿洲開拓民として職業の轉換を勸奨する事は國策上當然の事であつて、既に大規模な開拓民送付計畫に基づき着々その遂行に努力中であるが、今度の職業轉換對策としての滿洲開拓民は本年度の既定計畫の遂行といふのみでなく、相當多量に新規の進出を行はんとするものである。なほ滿洲開拓民は從來は全部農業開拓民であつたが、職業轉換の必要上、滿洲に於ける大工場の下請的の仕事をする中小工業開拓民の送付についても、充分考慮する事になつてゐる。
- (4) 支那南洋その他海外への移民進出 この方面への我が國民の進出については、從來餘り積極的の方策は採つて居なかつたのであるが、東亞共榮圈確立の必要により轉換先に加へる事となつたものである。現在のところ、主として商業移民が考へられるが、これについては營業資金、旅費等についても政府として考慮する必要がある。
- (5) 農業生産力の擴充(國又は公共團體機關及び歸農) 事變以來農村に於ては、應召、工場勞務者としての

都市進出等で、勞力不足を感じる所も多いのであるが、さればといつて中小商工業者の轉業問題から、漫然とこれらの者を農村に歸すといふ事は策を得たものではない。過去に於て、農村は勞力過剩、小農組織に憫んでゐたのであるが、この事變を機として、減少した勞力を基礎とし、農村の恒久的安定策を講じつゝあつた際であるから、今度の職業轉換についても充分かゝる事情を考慮する必要があると思ふ。それで事變下食糧の確保に重點を置き、その必要の範圍に於て農村への轉業を考へることとした。従つて農業生産力の擴充といつても、主として食糧生産のための開墾を起して、そこで働き且つ入植せしめるものであつて、轉業者が一般農村部落に入り新たに農業經營に當るといふやうなことは、こゝでは考へてゐない。なほ製絲女工のやうに、自分の家に歸り農業生産に従事し得る者は、こゝにいふ歸農として轉業せしめることが寧ろ適當であらうと思ふ。

(6) 國防上必要な土木事業 前に述べたやうに、今度の職業轉換は救濟的の意味ではないから、救濟事業を

起すやうなことは考へてゐない。従つてかやうな意味に考へられ易い事業を掲げることには不適當であるが、事變下の我が國に於ては、國防上の見地から急を要する土木事業も少くないのであつて、この方面で新たに勞力を要する場合には、轉業を要する者の中から差向ける事が適當であらうと思ふ。

三 職業轉換者の指導訓練方策

今度の中小商工業者に対する對策の内でも最も意を用ひたのがこの點である。政府はこれのために二つの新しい施設、國民職業指導所と國民勤勞訓練所とを創設することにしたのである。

一 國民職業指導所

(1) 國民職業指導所はどんな仕事をすのか? こゝでは職業指導に關する限り一應どんな事でもする所であると言つて差支へない。いはば職業指導の綜合的施設である。更に具體的にいふならば、第一に職業轉換の相談

に應ずる事、相談といふと消極的に聞えるが、適當な機會を捕へて積極的に進むことも考へられるし、また個人との相談に限らず、組合等の團體相手に集團的の相談に應ずる事も考へられる。

次に職業轉換の勸奨といふ事が指導所の大切な任務である。これは今度の轉換對策が、國防國家建設の必要から、勞務の再編成といふ特別の意味を持つてゐることから起つて来る必然の結果である。單に相談に應ずるだけではなく、進んで必要な方面に向つて個人的又は集團的に職業轉換の勸奨をなし、轉業者が未だ行詰らないうちに、國家有用の方面に轉換するやう、指導することが望ましい。

また如何なる方面に轉するが良いか、轉換先の大體の見當がついても、轉換の方法はどうかと、訓練を受けるにはどうしたらよいか等々について、親切に指導する事も亦指導所の仕事である。その外従來の職業紹介所の行つてゐる仕事はそのまま全部、指導所の仕事となる。また勞務の配分に關しても指導所は、國、地方廳の方針を

體して實施に當るわけである。

(2) 指導所の機構はどうなるか？ 政府の決定では「現在道府縣に存する職業紹介所、中央商工相談所を統合して國民職業指導所とすること」とあるのであつて、結局中央商工相談所は名實共に消滅し、現在の職業紹介所は大體現在のまゝ若干擴張されて職業指導所に改められ、仕事の内容が従來の職業紹介所の業務の外に、新たに職業轉換の勸奨、相談、指導、勞務配分といふやうな仕事が付加へられることになるのである。更にこれ等各般の事務は、綜合的有機的一體として處理される必要があるから、地方に於ける既設の職業相談施設の如きも、なるべく統合することが必要であり、少くとも連絡員を指導所に置くことが必要であると思ふ。かくの如く國民職業指導所は、時局下の職業行政乃至勞務行政の重要な部門を擔當することとなるから、知事が特に責任者としてその業務執行の圓滑適正を圖る事になつてゐる。

(3) 指導員とは何か？ それは指導所の業務を圓滑適正ならしめるために置かれる。この指導員は合體して知

事の諮問機關たる働きをなす場合もあれば、指導員それぞれ指導所の補助的の働きをなす場合もある。指導員の數は府縣により相當差異があつて良からうと思ふが、大體二十名乃至五十名位が適當ではなからうか。人選は民間から選ぶことが必要であつて、商工業その他の産業關係者は勿論、その他移民關係、社會事業關係から選任されるのである。

二 國民勤勞訓練所

(1) 國民勤勞訓練所とは何か？ それは全く新しい試みで、その名稱の示す通り職業の轉換を要する者を收容して、新しい勤勞觀念の徹底と、勤勞に堪へ得る精神的肉體的の基本訓練を行ふ所である。しかし強制的に收容するのではない。本人の意志に基づくことは勿論であるが、轉業が已むを得ない事情に在る者で、轉換先の未だ見當のつかない者は、進んで本訓練所を利用されることが望ましい。

くのであるから、こゝに入つて訓練を受けることが將來のためになると思ふ。

尤も工場に入るため多少技術を習ひたい者のためには職業指導所があり、滿洲開拓民となる者は農民道場その他特別の訓練施設があるから、必ずしも本訓練所に入所の必要はなく、直接にそれ／＼特別の訓練施設に入つて差支へない。これを要するに、時局の必要上轉業の止むなきに至つた者が、轉換先が決まらないために徒らに失望し、不安焦躁にかられることのないやうに、進んで新しい職業への希望を持ち得るやうに指導すること、本訓練所の重要な意義である。

(2) 訓練所と國民勤勞指導所との關係は？ 訓練所は職業の轉換を要する者に對し一般的基本訓練をなす所であり、指導所は廣い意味に於ける職業指導に關する綜合的有機的一體として活動するものであるから、自然兩者の間には密接な連絡關係がなければならぬ。従つて訓練所は被訓練者の訓練をなしつゝ、その者の性能、希望、過去の經歷及び家庭の事情等を考慮し、指導所と

協力して訓練修了迄の間に於て適職の判定、その他の指導を行ふものである。

(3) 訓練所はどこ出来るか？ 差當り東京、大阪の二ヶ所に設置し、一ヶ所の收容人員は大體一千名位を豫定し、必要に応じて收容人員を増加し、また他の地方に増設することが考慮されてゐる。收容期間は三ヶ月以内とされてゐるが、訓練中途に於ても轉換先が確定し、他の特別の訓練施設に入所希望の者は事情により退所を認められる。收容期間中のその家族に對する生活手當をも考慮されてゐる。訓練所に要する費用は國に於て負擔するのであるが、その經營は國直接とせず、特別の團體に委託して經營せしめ、いはゆる役所式にならぬやう意を用ひることとなつた。

三 その他の訓練施設

軍需産業への轉換者及び生産力擴充産業への轉換者など、時局の必要とする生産工場へ向ふ者に對しては、既設の職業指導所を一段と活用し、技術的訓練または

事務的指導に意を用ひることはいふまでもないところである。滿洲開拓民となる者に對しては、従来の訓練施設即ち農民道場等の活用を圖るのであるが、それでも不十分の場合には開拓民訓練所を新設することも考へられる。支那、南洋方面への商業移民に對しては特別の訓練施設を新設することが必要であらう。また農業生産力擴充への轉換者に對しても、開墾に向ふ者に限らず、單に歸農する者に對しても、農民道場その他適當な修練施設を利用し、國防國家に於ける勤勞精神を體得せしめ、農業人として健全なる農村建設に協力せしめるやう、指導訓練を行ふことが望ましいことである。

四 國民更生金庫

前述の國民職業指導所と國民勤勞訓練所とが、國民職業轉換對策施設としての人の問題であるに對し、國民更生金庫は、物の問題であると言へよう。即ち、國民更生金庫は中小商工業者が自主共助を本旨とする更生の方途を容易に講じ得るやう、轉廢業者の資産負債の處理を迅

速にする目的を以て設けられる機關であつて、その業務は、不用となつた轉廢業者の營業用財産の管理處分及び負債整理資金等の貸付を目的とする信託會社類似のものである。

本金庫の設立には立法手續を要するので、政府は目下の準備中であるが、その實現に至るまでの間に於て本金庫の目的とする事業を運営する必要があるものと豫想されるので、暫定的措置として取敢へず、政府の出資を以て民法による財團法人を設立する計畫である。來期議會の協賛を経て特別法が制定され、新金庫設立の際に於ては、右の財團法人はその財産及び事業を新金庫に引継ぎ解散することとなる。而して暫定的に設立される金庫と、特別法に基づき設立されることとなる金庫とは、その組織及び運営の方針に於て大體變りがない。

一、本金庫の組織

本金庫は國策的機關として設立されるものであるから、その資本金も政府、地方公共團體等の出資を以て構成することとしてゐる。金庫といふ名稱も、この種

の公共的機關に付せられる名稱として、商工組合中央金庫、庶民金庫等の例を踏襲したものである。本社を東京に置き、必要の地に支社、出張所を設け、役員、社員等の職員も、中小商工業の實情に深い理解を持ち、後に述べる本金庫の業務に關しても充分なる知識と經驗を有する一般の銀行、信託會社、商工組合中央金庫、庶民金庫、信用組合、商業組合、工業組合等の現職者の中から適當な人を選ぶこととし、業務を圓滑迅速且つ親切に遂行し得るやうに考慮されてゐる。

二、本金庫の事業

本金庫の主たる業務は、轉廢業者の營業用動産、不動産等の管理又は處分の引受並びに引受財産を擔保とする負債償還資金又は轉職資金の貸付であるが、それには二つの重要な特色があるのである。

その一は本金庫が引受又は貸付をなすに當つては、轉廢業者の所屬する商業組合、工業組合等に於て樹立した整理計畫に基づきその組合の承認があるものに限ることである。中小商工業の中にも、生産力擴充、輸出の

振興及び生活必需品の生産配給の確保等のため、當然存続維持を要するものと、整理を適當とするものがある。前者は、何を存続せしめ何を整理すべきかについては、主務官廳の指導監督の下に所屬組合をして自治的にこれを決定せしめることとしたのである。併して組合が整理計畫を編てるに當つては、轉廢業者に對しそれぞれ事情に應じて、組合から相當額の給付を行ふ建前を採ることとしたのであるが、これは組合員の共助の精神からいつて當然の事と考へられるのである。

その二は本金庫が轉廢業者の營業用財産、不動産の管理又は處分を引受けるに當つては、一應その營業が繼續せられるものとして引受財産の評價をなす事とした點である。中小商工業者の營業用財産、不動産等は、營業と一體となつてこそ、初めて相當の價值あるものであるが、營業を離れたこれらの財産は殆んど屑物としての價值しかないかも知れない。然しながら通常の金融の場合のやうに、轉廢業者の營業用財産を屑物に近い價額を以て評價し處分することは、當事者を安んじて新たな職

業に轉換せしめる所以でないで、本金庫が轉廢業者の營業用財産の評價をなすに當つては、一應その營業が繼續されるものとしてこれを評價することにしたのである。これは時局の要請に應じて轉廢業者の已むなきに至つたこれらの業者の損失を、能ふ限り軽減し、安んじて新たな職業に發足せしめる趣旨に出たものに外ならない。尤も右の評価額は轉廢業者が組合から受領した轉廢業給付金その資産狀況等を勘案し、適當にこれを査定することになつてゐる。

引受財産が本金庫によつて賣却處分にされた場合、賣却價額が右の査定額以下なる場合に於ても、委託者たる轉廢業者は、右の査定額に相當する金額を本金庫から受領することが出来るのである。又委託者たる轉廢業者は、その負債整理資金又は轉職資金として、右の査定額の限度に於て、右財産を擔保として即時本金庫から借入金となすことも出来るのである。この場合、その財産の評価額と、その財産を本金庫に於て賣却處分した場合の價格との差損額は、政府に於てこれを補填することと

なつてゐる。本金庫は右に述べた業務の外、引受財産の賣却處分をした後なほ残存する轉廢業者の營業上の債務には、その債權者にも相當の犠牲を負担せしめることを條件として、これを肩替りすることも出来るのである。

三、本金庫に對する政府の助成

中小商工業者が時局の要請に基づき轉廢業者の已むなきに至つた以上は、同業者の共助と政府の負擔に於て出来得る限り、その犠牲を軽減し、職業轉換の円滑を圖らねばならない。かゝる趣旨から本金庫の業務に關し政府は次の如く相當多額の負擔をすることとしてゐるのである。

- (イ) 本金庫が資金調達を爲め發行する債券に對する元利支拂の保證
- (ロ) 本金庫の受託財産の評価額と賣却處分價格との差損額の補填
- (ハ) 轉廢業者の財産處分後その残存債務を本金庫に於て肩替りをなしたる結果生ずる損失の補填
- (ニ) 本金庫の毎年度收支差額の補給

政府は支那事變以來各般の轉失業對策を實施し來つたのであるが、高度國防國家建設に必要な産業再編成の要請と、我が國外交政策の大轉換に即應善處せんがためには、従來の臨時的、經濟的轉失業對策を揚棄し、産業經濟界の再編成に即應した國民勞務再編成の見地から、積極的且つ大規模な十分の施設を講ぜねばならなくなつたのである。

今回の諸施設も亦、實にかゝる國家的要請に即應せんとしたものに外ならない。轉業者に於ては、徒らに過去の慣習情勢に泥み、又は近視眼的失望感に捉はれることなく、希望を以て政府の諸施設を信頼し、活用し、敢然國家の求むる緊要なる勞働に従事する意氣と決心とを以て、刻下の急務たる産業及び勞務の再編成に協力する所がなければならぬ。かくしてこそ始めて、非常時局下眞に皇國臣民の最後の一人に至るまで、十二分の職分率公を爲し得るに至るといひ得るであらう。

海運統制の躍進

遞 信 省

十一月一日、東京で海運中央統制輸送組合が結成されたが、この組合は九月二十七日の閣議で決定を見た海運統制國策要綱を實施するための極めて重要な役割をもつ民間機關で、この結成によつて同要綱の實行に入つたわけであるから、この機會に海運統制國策の概略を述べ、海運統制の躍進の状況を説明することしよう。

一 従來の統制

本來海運事業は國際的なものだから、従來は、自由な活動に任ずべきものとされて、支那事變發生までは格別な統制法規もなかつたが、事變勃發と同時に臨時船舶管理法が制定され、運賃、配船等に統制を加へられるやうになつた。しかし別に同法の發動を待つまでもなく、

二 海運統制國策要綱の決定

民間業者が自發的に申合せをし、自治統制委員會等を経て、いはゆる自治統制を行ひ、相當の効果を擧げてゐたのである。その後、事變がいよいよ長期化すると共に歐洲の風雲急を告げるなど、時局が一層重大となると及び、昨年九月一日に自治統制を廢して官民協力の統制機構を作り、逕信省に海運統制協議會、民間に海運統制委員會を設け、また國家總動員法に基づいて海運統制令を制定施行し、以て配船と運賃等の統制を強化した。昨年末に於ける日發の石炭、外米その他いろいろの重要物資の緊急輸送も、これによつて円滑に行ふことができたのである。

ところが歐洲の騷亂はますます擴大し、その中にあつて皇國は、一日も早く支那事變を處理して東亞共榮圈を確立し、更に進んで世界新秩序を建設するため、高度國防國家體制を確立せねばならなくなつた。この事は誠に至難の業であつて、皇國の臣民は齊しく私心を去り協心戮力し、曠古の難局を打開する覺悟を必要とし、かくて經濟、政治、文化等あらゆる方面に新體制の確立が行はれるやうになつたのである。

わが國の海運は大形船五五〇萬總噸を有して世界第三位に位し、一方に於て相當数の軍用船を提供しつゝ、他方に於て物動計畫及び生産力擴充計畫に即應して大量の重要物資の輸送に従ひ、しかも遠洋に一五〇萬噸に餘る配船をなしてゐる。かやうに海運は軍事上、産業上極めて重大な使命をもつてゐるから、高度國防國家建設のためには、何よりも先づ海運の新體制を確立しなければならぬので、恰も日獨伊三國同盟の決定された記念すべき九月二十七日の閣議に於て、海運統制國策要綱が決定されたのである。そしてこれによつて従來の統制方式を

一新して海運の國家管理態勢を確立し、左の如き方策をとることとなつた。

- (イ) 法人組織を以て運航業者の組合を組織せしめ、政府の輸送計畫に基づき共同引受を行はしめること
- (ロ) 右組合内に於て運航をブロックに集約すること
- (ハ) 配船は政府に於て管理決定すること
- (ニ) 運賃補船料は政府が公定すること、及び運賃補船料につき必要な共同計算を行はしめること

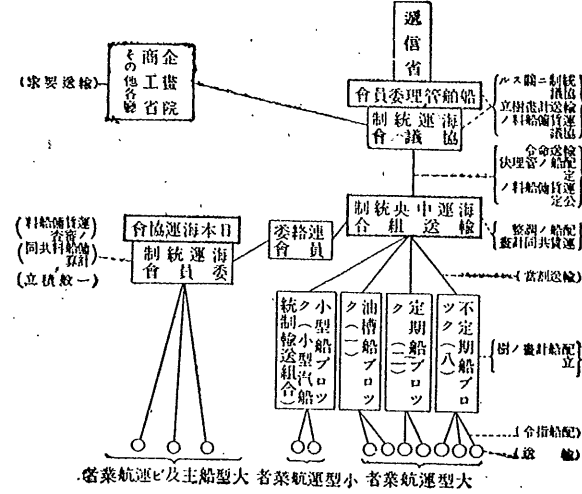
しかし、これだけで満足せず、更に海運經營の合理化を圖るに必要ないろ／＼の方策を實施し、また大規模の船腹擴充計畫を實施することを併せて決定した。そして、その具體的内容は直ちに研究實行することとなつてゐる。

三 海運中央統制輸送組合

今度の海運統制の機構は附表に示した通りであるが、その最も重要な點は、民間運航業者全員に海運中央統制輸送組合を結成させたことである。海運中央統制輸送組合

海運組合法による強制加入の法人であつて、組合員は總噸數千噸以上の汽船の運航業者約九十社を本體とし、特別資格者として小型汽船統制輸送組合をも一組合員として加入させてゐる。(小型汽船統制輸送組合は、總噸數千噸未満百噸以上の汽船の運航業者約二六〇社の組合

海運統制の新機構



である。この組合は、近海汽船同盟會といふやはり海運組合法による小型汽船業者の統制組合の統制規程に基づいて設立されたもので、統制的な強制加入の組合である。運航業者としては以上の外に機帆船の業者があり、海運組合法に基づいて各地に機帆船組合を組織し、東京にその聯合會を作つてゐるが、これも將來適當な形式で海運中央統制輸送組合に加入することになつてゐる。

海運中央輸送組合の事業は

(イ) 政府の輸送計畫に基づき共同引受をなし、荷主と運送契約を結んで輸送の責任を負ふこと

(ロ) 従つて運賃を共同収入し、その共同計算をすること

(ハ) 組合員が共同引受以外の物資の引受をするのを審査して政府の指示を受け許否を決定すること

などである。即ちこの組合は管理事務でなく實際の輸送を行ふ事業團體であつて、これは全運航業者を打つて一丸とした國策會社を設立するのと同じ効果を擧げながら、しかも各業者の存立を尊重しその能率を十分發揮させようとする趣旨から出たものである。

組合に理事長、専務理事、常任理事、理事、監事を置くが、いづれも逓信大臣の決定するところによることになつてゐる。大部分の海運業者の本部は神戸にあるが、本組合は統制の本旨に鑑み本部を東京に置いた。これは海運國家管理態勢の實現上當然であるが、同時に氣分を一新する上からいつても相當の効果があらう。

四 運航業者のブロック

現在大型船の運航業者は前述の通り九〇社に及んでゐるが、これをこのまゝ放置しておいては統制の徹底を圖る上から見ても、運航能率を増進する上から見ても面白くないので、何等かの形で集約する必要があるが、いろいろの關係もあり差當り適當な方法としてこれをブロックに集約させることとしたのである。

即ち業者の資本關係、取引關係、運航方面等を考慮して不定期船業者を八つ、定期船業者を遠洋・近海の二つ、油槽船業者と小型汽船業者をそれぞれ一つ、計十二のブロックに分屬させた。各ブロックは恰も一つの會

社のやうな働きをして輸送組合の單位を形成する。従つてブロック・メンバーはブロックの役員に命令に絶対服従し、配船をする。しかし能率よく敏活に活動するためには、ブロック内の平和が何より大切であるから、ブロックの役員はメンバーの意見を十分尊重し、公正な措置をすることが絶対に必要である。そこでブロックの役員を選任・改任はすべて逓信大臣の定めるところによることになつてゐるのである。

五 海運統制委員會

昨年結成された海運統制委員會は、配船と運賃・備船料の統制をする民間の全一的な管理機關として、海運組合法による日本海運協會の統制規程に基づく委員會の形式を以て活動して來たのであるが、今度海運中央統制輸送組合が成立するに當つて、配船に關する統制事務の方は全くこれを輸送組合に移譲し、統制委員會はそれ以外の運賃・備船料等の價格統制を行ふ機關として存続することになつた。

次に海運業の特異性として、運航事業を全く行はないで貨船のみを行ふ貨船業者(通称に船主と呼ぶ)が、大型船については一五〇社ぐらゐある。これらの貨船業者は、運航業者だけの組合である海運中央統制組合に加盟させるわけに行かぬので、船主と運航業者が一緒に結成してゐる海運統制委員会を活用して、船主及び運航業者雙方に關係のある事項(例へば運賃及び燃料、海運全體の積立金)とか、船主のみに關係する事項をこれに處理せしめるのが適當と考へ、海運統制委員会の存立も認められたのである。

海運統制委員会の委員長、常任委員、委員の選任、解任も亦、いづれも逓信大臣の定める所により、且つ海運中央統制輸送組合の役員と出来るだけ兼務させ、また兩機關の間に連絡委員會を置いて、緊密な協調を保つやうにしてゐる。

六 共同引受

石炭、鐵礦石、鐵材、鹽、木材、燐礦石、肥料、米、

飼料、非鐵金屬、セメント、砂糖、油等の重要物資及びその他輸送を要する物資は、原則として海運中央統制輸送組合が荷主と運送契約を締結し、組合員は組合に對し輸送下請の形式をとり、しかも組合員は連帯してその輸送の責任を負ふ。そして組合員に對する輸送割當が決つたときは、割當を受けたものが先づ輸送する責任を負ひ、その他の組合員は連帯保證のやうな立場に立つ。このやうな關係を假りに共同引受と呼ぶのである。

共同引受をせねばならぬ物資の範圍は政府が指定する。そのためには、政府に詳細正確な輸送計畫がなければならぬので、逓信省の海運統制協議會等が企畫院とも連絡の上、年別・四半期別・月別に、品目別、積揚地別、荷主別の老大な計畫を立てることになつた。この計畫に基づき輸送を政府から輸送組合に指令すると、組合では貨物毎に事情に明るい業者を引合幹事に指定し、荷主と折衝せしめて契約を結び、従來の取引關係、適船等を考慮して各ブロックに割當て、各ブロックは更にそのブロック・メンバーたる各社に再割當をやる。割當をうけ

た各社は、荷主と出荷状況等をよく打合せ、ブロック委員主宰の下に配船を決定し、船渠、船切れのないやうにその配船を更に組合で調整して、組合全體としての合理的配船計畫を樹立し、これを組合から政府に提出し、政府の決定を受けるのである。

七 自由引受

けれどもあらゆる物資全部を共同引受する事はなかなか困難で、殊に定期船の雜貨等は、殆んどその大部分が個品の積み合せであるから、共同引受到適しないので自由引受とした。しかしこれを無統制のままに放任しておく、不愈品に船が逃げる恐れがあるので、共同引受以外の物資の輸送をしようとする運航業者は、組合の審査をうけねばならないことにした。尤も政府が定期船なりと指定した船は逃げる恐れのないものであるから、それに積むものについては承認が原則として不要である。自由引受のものは、組合に於て審査の上政府の指揮をうけ、許否を決する。この審査申請の手續は敏捷に行はれ

なければならぬから、法令の形式によらず統制規程に任してゐる。しかし違反した場合の制裁は法令による場合と異なる。

なほ自由引受物資についても、統制を圖るため必要に應じ共同引受の機關によることがある。

八 運賃の共同計算

運賃の共同計算は、差當りは平衡資金的なものが考へられてゐる。即ち共同引受物資の運賃は、公定額等によつて契約した率で契約荷主から組合が受取り、次に組合から直接輸送に當つた業者に支拂ふ。(これは共同引受の觀念上當然のことであるが、實際上の金錢授受は直接輸送に當つた業者がこれを行ふことを認める)。そして、輸送した組合員に組合から支出する運賃は、船型別等に豫じめ適正なコストと利潤から原價計算しておいた共同計算運賃によるのである。かくして出來た共同計算運賃と公定運賃との差額が、共同計算勘定に附せられる。

かかる方法を採用した理由は、運賃は船型等の相違に

かゝらず一律なのが通例であるけれども、實際のコストは船型等毎に相違があるので、業者の手に入るべきものを船型別等に算定して置いて、公平を期せんとするにある。と同時に運賃間の不均衡をも併せ是正しようとするにある。かうすれば一面に於て、採算のよい貨物とわるい貨物との選り好み、従つて配船の不均衡も少くなる。と共に他面、この方法は収入の共同計算だけであつて、支出の共同計算はやらないのであるから、船の能力を上げんとして拂はれた努力に基づく利益は全部その業者に歸属することとなり、能率低下を來すやうな惧れがないといふ特色をもつてゐる。また共同計算運賃の算定も簡単に出来るから簡便な方法でもある。

自由引受物資の運賃も必要に応じて共同計算されることは言ふまでもない。

九 備船料の共同計算

備船料の共同計算も併せて実施することになつてゐるが、大體は運賃の共同計算と同一の原則による筈である

が、細かい計算を必要とするので詳細な調査に着手しつつある。備船料は船主關係の事項だから海運統制委員会で取扱ふこととなつてゐる。

十 荷主等の統制

計畫輸送の實施に伴ひ必要不可欠となつてくるのは荷主の出荷統制であつて、荷主の側から來る船腹の争奪を絶滅するとともに、順序よく配船計畫が實施されるやうに、品種別・積揚地別等に荷主團體を結成し、共同引受の相手方としてこれと團體契約し、配船の交渉等も一手に行ふやうに施策されたい。

石炭、鐵礦石等の不定期船積大量貨物の積揚荷役は、荷主の費用と責任に於て行はれる慣習なので、配船の統制からいつても、船舶運航能率の向上からいつても、荷主の協力が絶體に必要である。また荷役力向上のためには、荷役請負業、海陸連絡業者等の統制を強化する必要がある。これも着々準備中である。

「日滿支經濟建設要綱」決定す

内閣情報部

世界新秩序建設を目ざす大東亞共榮圏の確立といふ皇國の大方針は、日獨伊三國條約の締結によつて新たな段階に入つた。政府としてはこの事態に照應すべく、基本的經濟政策中「日滿支經濟建設要綱」を過日の閣議に於て決定し、今後この方針に基づき政策を統一し實行することとした。而して右政策の目標とするところは、新經濟秩序觀に基づき日滿支經濟の綜合的發達を基礎とする、大東亞共榮圏の飛躍的前進を計畫せんとするにある。

この再編成によつて、皇國の經濟をしてより高く、より廣く、より強いものたらしめ、これによつて東亞諸民族の生活向上を齎らし、各、その所を得しめる如く指導せねばならぬ。即ち「より高く」とは國民の持つ生活力に一層高度の生産性を持たしめることであり、「より廣く」とは經濟相互依存圏を日滿支より更に大東亞に擴大して、鞏固なる共榮圏を確立することであり、「より強く」とは皇國の經濟が外國に依存する程度を最小限にして、如何なる事態に當面しても微動だにせざる底力を保持することである。

かくの如く皇國の經濟をして高く、廣く、強きものたらしめるには、全國民の總力を結集して、強固なる意志をもつて、内に於ては革新に伴ふ苦惱を克服すると共に、外より

来る如何なる感迫脅威をもこれを排撃し、今後凡そ十年に
して、日本を指導力の中心とする新たな東亞經濟の秩序を
完成しなくてはならぬ。この秩序の中に於てこそ、滿洲支
那はもとより東亞諸國の經濟は、その輝かしい向上發展を
所期し得るのである。

日滿支經濟建設要綱の骨子

東亞の新秩序を建設し、世界永遠の平和を確保すべき、一
皇國の使命を具體的に達成するためには、國內體制の革新
の過程と生活圏の擴大編成の過程とを、綜合一體的に前進
せしむるを要す。従つて皇國の基本的經濟政策は、次の三
大過程の綜合計畫性の上に確立せらるることを要す。

- 一、國民經濟の再編成の完成
- 二、日滿支經濟の編成強化
- 三、東亞共榮圏の擴大編成

基本方針

一、日滿支經濟建設の目標は、概ね今後十年間に三國を一

環とする自給自足的經濟態勢を確立すると共に、東亞共
榮圏の建設を促進し、以て東亞の世界經濟に於ける地位
を強化確立するに在り。

- 二、日滿支經濟建設に關する皇國の指導精神は、八紘一
宇の大精神に基づき、日滿支三國の一體的協同に依り共
存共榮、全般の福利を増進するに在り。
- 三、皇國は日滿支經濟建設を推進するため、國民の氣魄を
昂揚し、國內態勢を革新し、國力の擴充につとめ、滿支
の經濟建設に對し援助育成を與ふ。これがため特に科學、
技術の劃期的振興を圖り又先驅工業の開拓に任す。
- 四、皇國との不可分關係に依る滿洲國は、重要基礎産業を
急速に整備發展せしむることを期待す。
- 五、支那は日滿と協力し資源を開發し、經濟を復興し、特に
交通の發達、物資交易の圓滑、重要産業及び資源の開發
をはかり、東亞共榮圏の確立に寄與せんことを期待す。
- 六、日滿支經濟の綜合建設計畫を調整促進するため、速か
に日滿支經濟の綜合計畫機構の整備を圖る。

日滿支三國は東亞共榮圏の基本的軀幹であるが故に、極

めて緊密なる結合の上に經濟の關係を規制すべき義務を有
するのである。政府はかかる觀點から、日滿支三國の産業
分野、勞務、金融、貿易、交通の基本政策を決定した。

産業分野

産業分野の決定にあつては、日滿支三國の立地條件と
それらの經濟發展段階を考慮し、眞の有機的一體として
綜合的にこれを決定することが肝要である。

皇國は今後高度の精密工業、機械工業の劃期的振興を圖
り、重工業、化學工業及び鑛業等の基礎産業を大いに發展せ
しむることが必要である。

滿洲國に於ては鑛業及び電氣事業の劃期的發展を期待す
ると共に、重工業及び化學工業の發展に對しても我が國は
必要なる援助を提供するものである。

支那に於ては今後鑛業及び製鹽業を發展し、工業原料の
大量生産を期待すると共に、立地的條件から見て重工業及
び化學工業の發展の餘地あり、今後に期待するものである。
輕工業の大陸に於ける發展はこれを大いに助長する必要

寫眞
週報

紀元二千六百年
祝典臨時號

去る十日、十一日に開かれた曠古の祝典及び奉祝會の情
景をはじめ、全國津々浦々に湧き上つた國民奉祝の模様を
収録して内閣情報部では、寫眞週報祝典臨時號を發行する
ことになりました。表紙とも五二頁、定價二十錢

十一月三十日發行號定

を認める。又將來皇國は輕工業、なかんづく纖維工業及び雜
工業を逐次整理し、これが大陸移動を考慮するの要がある。
皇國の農業に關しては土地に關する諸制度を改善し、經
營を刷新し、農家の安定向上を計り、國民主食を確保すると
共に、農村人口の定有を策せんとす。なほ水産業に關して
はます／＼その發展を圖り、また森林資源の合理的活用と
その保綴を圖らんとす。

滿洲の農業に關しては、日滿支の食料飼料補給の基地た
るに鑑み、また世界に對する特殊農産物の供給源たるに鑑
み、徹底的なる農産物の増産を期待するものであるが、な
ほ農業の開發に當つては、皇國農業開拓民の入植を促進す

る。支那の農業については、その國民主食の確保に努め棉花及び特産物の増産を必要と考へる。

勞務

世界の經濟に對して優位を確保するためには、國民の勞務及び技術の地位が劃期的に重要性を増して來るのであるが、これがため皇國の勞務技術の體制に劃期的な改訂を加へる必要があり、また東亞共榮圈の世界經濟に對する優位性を維持するためにも、各國及び各地域がそれらの有する勞動力を、全體の向上のために貢獻せしむることを考へなければならぬ。

これがため皇國は勞務技術の新らしき體制を整へ、勞務者心身の錬成、科學教育の徹底、勞働生産性の高度化、技術者及び技能者の養成に努め、滿支經濟建設に對して所要の援助育成の目的を達成せんとする。

即ち滿洲及び支那に對しては、産業開發又は經濟復興に必要な良き技術者及び技能者を提供するであらう。また兩國は、勿論技術の重要性に鑑みて、自らもこれが養成の

ため劃策が必要なのである。

滿洲國は北支勞務者の計画的入滿並びに定着を計ると共に、國內よりの充足方策を確立し、特に鑛工業生産に於ける勞務管理の刷新確立に努むべき要ありと考へられる。

金融

國防經濟の建設を促進するためには、金融の職能も自ら國家的目的にならなければならぬ。それは國家の必要とする物資の質及び量の確保を可能ならしめることにあるのである。日滿支を通ずる産業計畫の實施を可能ならしめるためには、計画的に資金の配分を決定し、且つこれを實行し得る金融機構を有たねばならぬ。また今後技術の進歩、産業分野の設定等に伴ひ、企業施設の轉換に應じ、また重要物資の貯蔵をなし得べき金融上の仕組を整備するの要ありと考へらる。

日滿支の資金は三國の蓄積によるべきは勿論であつて、これがため日滿支三國は蓄積の増加及びその活用を圖らねばならぬ。

而して滿洲支那に於ける重要産業の開發に所要の資金は、皇國これを援助するのである。
また日滿支三國の經濟關係の緊密化に伴ひ、國際決済上の三國の互助的關係を確立して行くべきである。

交易

新らしき世界經濟の秩序の中に於ける交易に關しては、從來の如き商業的貿易主義に相當の訂正を加へる要がある。即ちこれに代つて生産主義的な貿易、即ち各國、各地域、各經濟圈より、自らの計画的生産に必要な物資を獲得するために、他の必要とする物資を供給し、日滿支三國は勿論共榮圈の中の各地域は、相互一體的な關係に貿易を規制して行くことが必要になるのである、かくすると、日滿支三國及び共榮圈内部に於ける物資交流の緊密化を助成するため、相互の間に特殊の支拂協定が必要となつて來るのである。

交通

日滿支三國及び共榮圈内に於ける物資交流の緊密化に伴ひ、また共榮圈の安全を確保するために、三國の交通關係は綜合計画的に整備運營せらるることを必要とし、これがため三國相互間の海陸運輸施設の連絡を促進し、船舶の飛躍的增加、航空の統制連絡、電氣通信施設の整備擴充を圖らねばならぬ。(昭一五・一一・五)

寫眞週報 (十一月十三日發行)

- ☆表紙神死に菊花白ふ
- ☆壽ぎまつる昭和樂 昭五二六百年記を讀解
- ☆櫻煙に消ゆる櫻蔭ヒルマールト
- ☆日本の佳年を慶祝に ヒトラー・ニューゲント指導者來朝
- ☆三選のルーズヴェルト大統領
- ☆眞珠散開の八日間
- ☆昭五二六百年記第十一回明治神宮國民教育大會
- ☆白髪もこの意氣 宮城縣白石町の町長教育大會
- ☆ふえもふえたりオットセイ
- ☆讀物ページ
- △日滿支の經濟建設と東亞共榮圈の確立 △表紙に輝く日本女性の鑑 △國民服が決まりました △海外同胞にきく(上) △大陸派遣軍徒は語る(下) △時局板 △主婦の知識 その他

海鷲、ビルマ・ルートを爆撃遮断

海軍省海軍軍事普及部

ビルマ・ルート再開の魂膽

去る七月十七日、三ヶ月の期限で、日英間に成立した滇緬公路(ビルマ雲南ルート)輸送禁絶に關する取極めが、十月十七日で期限満了となるに先立ち、十月八日午前クレーギー英國大使は松岡外務大臣を訪ね、本國政府の訓令として、「英國政府は来る十月十七日期限満了すべき滇緬公路輸送禁絶に關する日英取極めを更新するの意向なき旨を傳達した。これは明らかに日獨伊三國條約に對する回答の一つと見られるものであつて、米國が三國條約成立の直前に發表した二千五百萬弗の援蔣新借款供與と不可分の關係にあるものであり、且つ協同の意圖を有するものであることはいふまでもない。

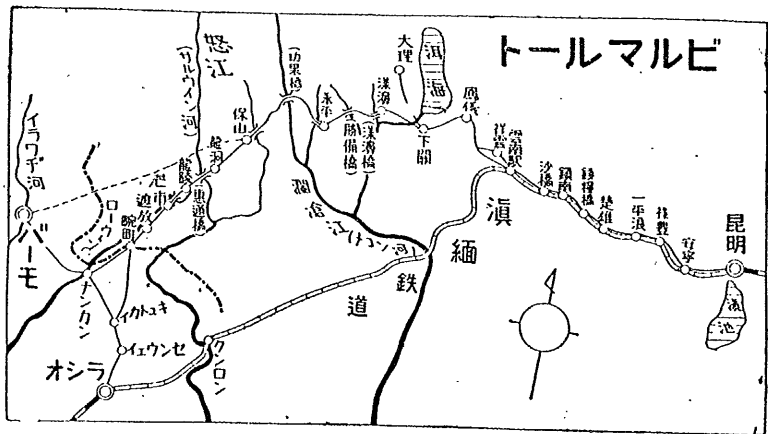
すなはち滇緬公路の再開は、英米の合議の結果といふよりも寧ろ米國の要請に基づくものと見られるが、すでに皇軍が佛印に進駐した今日、英米兩國が物資輸送路として本ルートの維持利用に、果してどれ程の望みを繫いでゐるかは疑問であるといはねばならない。しかも本ルートが世界の視聽を浴びて再開された理由は、一に援蔣政策の續行によつて、飽くまで抗日政權を存続させ、對日經濟壓迫の強化と相俟つて我が日本に對して疲弊戰術の効果をあげようと企圖してゐるのである。米國の援蔣新借款供與にしても、必ずしもビルマ・ルートによつて多量の物資運輸が可能であるとは考へてはゐないであらう。これを以て蔣政權がソ聯への負債を支拂ひ、ソ聯が米國から物資を購入して援蔣を繼續すること

にもなれば、米國の目的は達成されるわけであるといへよう。それはともあれ、ビルマ・ルート再開に對する我が方の斷乎たる無言の回答は、海鷲の爆撃遮断によつて行はれたのである。

滇緬公路の概観

この公路はラングーン、昆明間一二四六軒に及ぶ蜿蜒たる長路で、全線の八割五分は雲南省境内にあつて、片道に八日間もかかる程である。この公路は民國二十六年に起工され、翌二十七年十一月に完成したもので、實に一年有半の日子と二億元の經費、二十萬人の勞働力を費して完成された大事業であつた。

全線は行政管理上東段(昆明—騰衝)と西段(騰衝—曉明)の二つに分れ、更に全線を七ヶ分段に分け、沿線の驛は一、二、三等に分けられてゐる。下關以西の公路は、雨季には山崩れのため岩石土砂が轉落し、トラックは不通となる。その上全線を通じて大



小三七〇ヶ所の橋があるが、大工事を施したものは十ヶ所にも足りない。大きい橋は下關以東に舊築のものが多い。以西に新築のものが六つある。このうち怒江橋(惠通橋)、永平橋、勝備橋が最も知

られてゐる。

惠通橋は怒江の急流に架つてをり、戸數三百餘戸の諸江といふ町の停車場の傍らにある。舊い橋柱に改築補強を加へて三噸未満の貨車の運行が出来るやうになつてゐる。

永平鐵索橋は瀾滄江支流(急流)に架り、新式の改築を加へて積荷量は五噸半になり、惠通橋より幅も廣い。交通部が最大の經費と日子をかけたもので、兩端に石基を使はず、鐵筋コンクリートの柱を使用し、閉閉式になつてゐる。平素から數十名の警備兵を配し、防空設備もつてゐる。勝備橋は吊橋ではなく、橋脚は石造で、橋面は木板である。

下關以東には、祥雲縣城の西郊と楚雄縣の東門外に大きな橋梁があり、この兩橋の中間雲南驛にも比較的大型の橋がある。この外に中型の橋は九〇ヶ所、小さい橋は二八八ヶ所もあるが、重要橋梁には防備施設があり、公路の修理設備、防空設備もある。

本年九月以前この公路に使用されてゐた新舊貨車は二

百足らずであつた。

各驛間には長距離電話、各段と局の間には無線電話の設備があり、昆明、ラングーン間には去る八月十五日中緬無線電信が開通してゐる。修車廠は昆明に一ヶ所あるが、外に大理と曉町に簡單な修理所がある。

海鷲、一舉に公路を切斷

去る十月十八日、すなはちビルマ・ルート再開の日、我が海軍航空部隊の精銳編隊は、早くも雲南省境山嶽地帯に鷹翼を延ばし、同ルート上峽谷の橋梁に最初の巨弾を集中、赫々たる戦果を収めて全機無事歸還した。また他の精銳部隊は、蒙自の西方凡そ十キロにある箇舊の錫製鍊工場を空襲し、これに潰滅的損害を與へたのである。この日雲南省境には密雲が立ちこめ、全機雲上飛行を敢行して目的地まで難航を續けた許りでなく、目指す橋梁を發見することすら至難な状況であつた。

次いで十月二十日、我が海鷲は再び密雲を衝いて第二次ビルマ・ルート爆撃を敢行し、目指す重要橋梁を爆碎

した。また一隊の精銳はまたもや箇舊の軍需工場を空襲して粉砕し、黄煙天に沖するを見て凱歌を奏し、兩隊共夕陽に銀翼を輝かせて全機無事歸還した。更に二十一日は第三次の爆撃が續行され、諸橋梁は次々に爆碎されたのである。越えて二十五日には、海鷲の編隊は四度目のルート爆撃を敢行し、杉陽、保山間メコン河上流(二名瀾滄江)に架した重要橋梁、功果橋に對し猛爆撃を敢行、命中弾をもつて爆碎し、遂にこの橋梁を完全に切斷した。かくてこの海鷲の偉勳に對して、支那方面艦隊司令長官から祝電が寄せられたのであつた。

次いで翌二十六日、海鷲の大編隊は長、驅雲南省の西端ビルマ國境に接するローウインの飛行機製造工場を攻撃、全機を構内に命中、數ヶ所より火災を生ぜしめて完全にこれを潰滅させ、全機悠々と歸還した。この攻撃は、前人未踏の山嶽地帯を翔破せる長距離であることと、ローウイン飛行機製造工場が、支那に残存する最大飛行機製造工場なることの二點に於て、物心共に敵に與へた効果は多大なるものがあつたと認められる。更に二十八日、海鷲の一群はサルウィン河に架せる重

要橋梁を爆碎したのみならず、他の精銳機隊は昆明の軍事施設を急襲し、市の東北隅にある火藥庫に對し潰滅的損害を與へた。翌二十九日もまたビルマ路橋梁攻撃を實施し、サルウィン河に架した惠通橋に對し猛爆撃を敢行、堅牢を誇る同橋梁を完全に切斷し、こゝに功果橋地點を併せてビルマ路の交通を遮斷させ、赫々たる成果を収めたのである。

なほこの日海軍航空隊の一隊は、昆明の東北方約六十マイル、昆明貴陽道路に沿ふ交通の要衝密益に敵機を潜伏しあるを偵知してこれを奇襲し、敵機一機を撃墜、一機を爆碎した。

かくて殊勳に輝く我が海軍航空隊は、軍令部總長宮殿下を始め奉り、海軍大臣、支那方面艦隊司令長官、杉山參謀總長から祝電をいたゞく光榮に浴したのである。

蔣政權並びに英米側が、さしに望みをかけたビルマ・ルートも、我が海鷲の羽搏きによつてあえなくも切斷の憂目を見、修理にも相當の日子を要するものと認められる。しかし本公路が今後再開されるやうなこともなれば、我が海鷲の連爆は何回でも繰返されるのである。

非常時郵便の新體制

明治三年郵便創業の當時、時の民部省から太政官に稟議された文書に「**信書を快敏に往復せしむるは、百般の景況弊息を通じ、百貨半準の路を疏し、實に治國の要件、交際の要事に候處、是迄此れを商家に委ね候より、未だ百里に満たざるの地も十數日の久しきを経ざれば、尋常之を達する能はず、或は速かに達するもの、一片の音信に多分の金を費し、僻陬邊境に至りては、殆んど音信の度を絶し、然らざるも滯滞遷延、甚だしきは之を失ひ、終に梗塞せし**

むるに至る。畢竟信書往來の道、自由簡便ならざるより諸般の弊害相生じ、治道不遍、交際不厚様成行候に付……云々

とある通りに、郵便は實に治國の要件であつて、交易の振興はこれによつて導かれ、産業の發達はこれによつて促された。政治、經濟、文化の隆盛はこれによつて左右されるといつても決して過言ではあるまい。

然しながら、郵便制度が完備して全國津々浦々に普及し、われ々の日常生活と密接不離の關係にあるため、世

間ではやゝもすれば、重要さを忘れ、その利用についても案外無關心に打過されてゐる嫌ひがあるが、これは丁度空氣がわれわれの生存上不可缺のものであるにもかかわらず、その恩恵について殆んど省りみられてゐないのと同様ではあるまいか。

郵便は實に國家社會の神經系統のやうなものであるから、その運用については細心の注意を拂ひ、郵便が完全な機能を發揮してどんな處へでも正確迅速に到達するやうにしなければ、到底國家社會の發展は期し得られぬ道理である。

事變勃發以來の郵便の増加は誠に驚くべきものがあつて、軍事郵便や、時局關係通信の躍進は當然の成行であるが、一面には旺盛な國民消費生活の

反映であることも見のがすことは出来ない。然るに一方には、名譽の應召や野戰郵便への從軍や時局産業への轉出等のため、多數の熟練従業員を失ひ、他

方には運送集配用ガソリンその他事業用物資の調達難を來してゐる等、取扱事務上の困難は日を逐うて深刻化しつつある實狀で、このまゝ推移する時は、時局關係重要通信の疏通に重大な支障を來す虞さへあるに至つたことは誠に遺憾である。

そこで已むを得ず國民各位の郵便利用について、ある程度の制限統制を加へ、この難局を克服し、時局下郵便事業の使命を完遂する必要に迫られたのであつて、これがため郵便制度の一部に次のやうな改正を加へ、いよいよ來る十六日から實施されることになつ

たのである。

勿論郵便事業の本來の使命や特質に鑑み、出來るだけ、極端な整理は避けることに留意したけれども、なほ且つ一般公衆に對しては若干の不便を與へる結果となつたことは、當局者として返す返すも遺憾に堪へないところである。幸ひに國民各位は、郵便事業の當面せる窮狀を十分に諒承されると共に、この非常時に於ける郵便事業をして一層その機能を發揮せしめるやう協力されんことを切望する。

改正された點

一、小包郵便
イ、配給統制の趣旨に反するやうな物の郵送を禁止し得る建前を執つたこと。

差當りは米と木炭が小包取扱禁止品として指定されるが、今後の模様によつては更に追加されるものも出來て來るわけである。但し、小包郵便で送る外にこれを入力することの出來ない所では便宜その取扱を認める場合もある。

ロ、小包郵便物の表面には内容品を表記すべき建前を執つたこと。
内容品名は單に「雜物」とか「雜貨」とかいつたやうな名稱を用ひず、「スコッチ製子供服」とか「鼈甲製櫛」とかいつたやうに具體的な名稱を書かねばならぬ。

ハ、市内小包といふ特別の料金制度を廢止したこと。

ニ、重量四キログラム以上のもの、及び各邊の長さ五センチを超過するもの取扱を廢止したこと。

これは軍事小包郵便や滿洲と支那に宛てる外國小包郵便についても同様である。なほ長物については幅、厚さ各二十センチ以内のものは一メートルまでは認められる。

二、市内郵便

市内小包の廃止と同様、通常郵便についてもまた、市内郵便といふ特別料金の取扱が廃止された。

三、集金郵便・振替集金・代金引換郵便

何れも一時取扱を中止された。これは滿洲や支那に宛てるものも同様であつて、今後は一般の送金方法によつて取引しなければならぬ。

四、内容證明郵便

一、二等郵便局と、集配三等郵便局に限つて引受けることとし、無集配三等郵便局や郵便取扱所では引受をしないことになつた。

五、外國郵便締切豫告

一時その取扱を停止したので、今後は官報や新聞に掲載してあるのを見落さぬやう、注意が肝要である。

六、滿洲國宛課金別納

これも一時取扱中止となつたので名宛國で課せられる關稅等を差出人が負擔することが出来なくなつたわけである。

七、速達・航空郵便・別配達

イ、小包郵便物の速達扱または別配達扱を廢止したこと。

ロ、夜間配達時間を郵便區市内地は九時迄市外地は八時迄に制限したこと。

右の時間後に配達局に到着したものは、陸海軍の召集令狀、點呼令狀、又は隣接關係のものであつて「時間外配達」の指定あるもの

に限つて配達し、その他のものは夏分は朝六時、冬分は朝七時から配達を開始する。尤も期間や地域を限つて夜間配達時刻が更に繰上げられる場合もある。

ハ、速達配達の際受取人から返信を引受けることを廢止したこと

「要返信」といふいはゆる返信引受配達になつた譯である。

ニ、配達郵便局を指定することを廢止したこと

速達や別配達と雖も總て一般郵便の配達受持局以外の局からは配達しないことになつた。

ホ、窓口引受に限定したこと

速達や航空郵便はすべて窓口引受に改められたので、今後はポストへの差入れは出来なくなつたわけである。

ヘ、受取人から配達局に對して請求

する書留又は價格表記郵便物の速達又は別配達扱を廢止したこと。

速達郵便については、配達人の臨時備上げに非常の苦心を拂つてゐるので、郵便區市外地宛の速達利用については特に速達の必要に迫られた通信に限るやう一般の自製を希望する。

お願ひしたい點

なほ左の事項は平素當局より國民各位に要望してゐることであるが、時局下郵便業務の實情に鑑み、この際特に理解ある協力を切望する。

一、門標掲出の勵行

門標は一見して見易い所に出して欲しい。これには是非とも、町名番地と同居者の氏名も載べて出して欲しい。

二、郵便受函の設置

早朝とか夜間の配達には是非とも必要なので、いづれの家庭でも必ず設備して欲しい。

三、轉居届の勵行と郵便肩書の詳記

一通の手紙が四、五枚の附箋を背負つて日本國中を歩き廻ることや、東京市何某などと書放しにされた郵便が、郵便局でまごついてゐるやうなことがないやうに、轉居の際は早く最寄の郵便局へ通知し、また郵便物の名宛は府縣・市町村・字番地まで同居者の場合は何某方といふ肩書までも、正確に且つ楷書體で書いて置いて欲しい。

四、多數郵便差出者の郵便局との事前打合勵行

一時に多數の郵便物を差出す向は、豫め差出郵便局とその差出日時を打合せ、相互に手願よく取運ぶことにつとめ、特に新聞雑誌や小包を多

數差出す者は是非これを勵行して欲しい。

五、小包郵便物の完全包装

包み紙などの不足からか、最近荷造が非常に粗雑となつて、取扱中に破損するものが増加しつゝある。この點十分注意し、出来るだけ丈夫な包装荷造をして欲しい。なほ宛名は小包自體に書くだけでは不十分で、別に適當な荷札を丈夫に結び付けて雙方の住所氏名を書いて置くことが肝要である。

以上のやうなことは些細なことやうであるが、その實郵便にとつては極めて重要なことであるにかゝらず、なか／＼徹底しない憾みがある。幸ひ隣組などの協力によつて、全國的に徹底するやうにお願する次第である。

— 逓信省郵務局 —

ルーズヴェルト大統領の三選

◇ 大統領選挙の方法

十一月五日に行はれた米國大統領第四十三代(第四十三代までのうち十代は、いづれも再選者によつて占めらる)の選挙戦は、大接戦を豫想されたにも拘はらず、かなりの差を以て民主黨の勝利に歸し、ルーズヴェルト氏は米國史上空前な三期歴任の大統領に選出されることとなつた。

元來、四年目毎に行はれる米國の大統領選挙は、いはゆる間接選挙で、二重

の方法によつてゐる。先づ最初に、全米四十八州に於ける満二十一歳以上の米國市民男女全部を含む一般有権者は、十一月の第一月曜日の翌火曜日(今回は十一月五日)前回は十一月三日)に、次期大統領を選挙する人即ち、大統領選挙人を選出する一般投票(ポピュラー・ヴォーチ)を各州別に行ふ。

なほ各州の大統領選挙人の定数は、その州選出の聯邦議会上下兩院議員数の合計に等しく、その割當は人口を基準としてをり、人口僅か九萬餘のネ

ヴァーダ州を初めワイオミング、デラウェア、ヴァーモント等の二十萬乃至四十萬の各州では、それく三名づゝを選出するにすぎないが、一千二百六十萬人を擁するニューヨーク州の如きは四十七名を選出し、全國總數五百三十一名とされ、この五百三十一票が即ち大統領選挙投票權(エレクトoral・ヴォーチ)と稱せられるものである。

但し、各州に於ける一般投票で過半数を占めた政黨が、その州の大統領選挙投票權の全部を獲得するといふ特

異な仕組になつてゐるため、各州の一般投票ではきはどい小差で過半を制するにも拘はらず、壓倒的多數の大統領選挙投票權を獲得するといふことも生ずるのである。

次に、これら各州から選出された五百三十一名の選挙人は、その年の十二月の第二水曜日直後の月曜日(今回は十二月十六日)に、それくの州首府に參集して、大統領及び副大統領を選挙し、投票函は聯邦首府ワシントンに送られ、聯邦議會の上院議長によつて開票される。その結果、過半数の二百六十六票以上を得た候補者が、次期大統領ならびに副大統

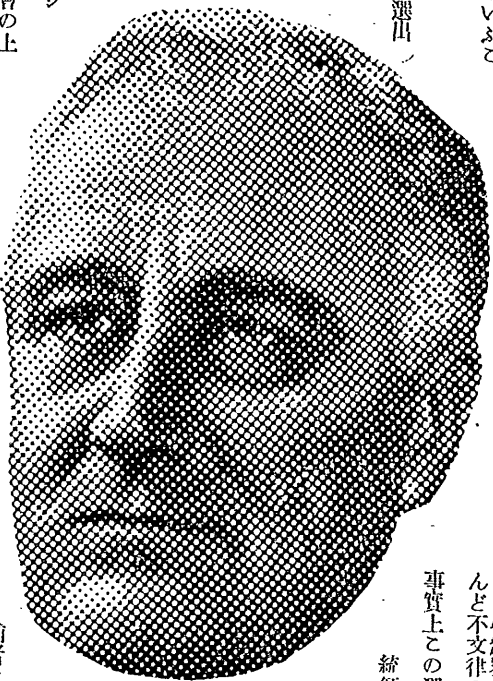
領と決定され、翌年一月二十日に就任式が行はれる順序となつてゐる。従つて、去る十一月五日に行はれた投票

選挙後戻りを打つて敵黨候補に投票してはならぬといふ法律はないものの、自派の大統領候補に投票することは殆んど不文律のやうにされて來てをり、事實上この選挙人選挙の結果で次期大統領の當選が決定する。十二月

月に行はれる選挙人による大統領の正式選挙は全く形式的なものとされてゐるのである。

そして、各黨派は十一月の大統領選挙人の選出を行ふ以前に、自派の大統領及び副大統領の候補者を決定しなければならぬ。

候補者決定は米國獨特の方法で「指名」と稱され、今年の選挙に於ても、先づ共和黨は六月二十八日にフィラデル



院議長によつて開票される。その結果、過半数の二百六十六票以上を得た候補者が、次期大統領ならびに副大統

領と決定され、翌年一月二十日に就任式が行はれる順序となつてゐる。従つて、去る十一月五日に行はれた投票

ファイアで開かれた全米大会に於て、實業家畑のウィルキー氏を大統領候補に、オレゴン州選出上院議員のマクナリー氏を副大統領候補に指名した。これに對して、民主黨は七月十八日にシカゴで開かれた全米大会に於て、現大統領のルーズヴェルト氏及び當時農務長官であつたウォレス氏をそれぞれ候補者に指名したのであつた。

◆開票の結果

かくて、それ以來五ヶ月に亙り全米各地に於て激烈な政戦を展開したが、十一月五日の投票により、次のやうな結果を齎したのである。(ニューヨーク六日午後五時現在)

ルーズヴェルト氏 ウィルキー氏
政 派 民主黨 共和黨
一般投票数 三三三〇〇〇票 二〇六〇〇〇票

選挙人獲得数 票名 空名
なほ、ルーズヴェルト氏の勝つた州は四十八州中の三十九州であり、ウィルキー氏の勝つたのは九州であつた。
なほ十一月五日の大統領選挙人の選出と同時に、上院議員三分の一の改選と下院議員の総選挙ならびに州知事選挙とが行はれ、次のやうな結果となつた。(ニューヨーク六日午後九時現在)

上院議員

民主黨 當選二十二名、任期末了
四十四名、合計六十五名
共和黨 當選十一名、任期末了十一名、去る十月のメイソン選挙により決定するの者一名、合計二十六名
進歩黨 當選一名(未発表一名)
下院議員
民主黨(當選) 二二一名

共和黨(當選) 一六〇名

他に米國労働黨、進歩黨、獨立民主黨をそれぞれ一名づゝ當選(未発表十一名)

州知事

十一月六日改選を行つた三十三州の州知事選挙の結果
民主黨系 十六名(従来は十九名)
共和黨系 十名(従来は十四名)

◆ル氏三選の原因

米國の傳統を破つて第三期選挙に出馬したルーズヴェルト大統領が、遂に三度米國民多數の支持を勝ち得たことは、要するに次の諸事情の綜合された結果と見られてゐる。

一、今回の選挙に於て、選挙民の最大關心を集めた外交問題では、最初

からウィルキー候補はその根本に於てルーズヴェルト大統領と軌を一にしてゐたため、終始輿論を指導する立場にあつたル大統領に頗る有利であつたこと。

一、第三期出馬は、米國の傳統からいつて大問題には相違ないが、去る一九三二年のルーズヴェルト政権の出現でニューディール政策により、既に傳統破りの先鞭をつけられて來た以上、傳統云々は最早大衆への魅力を甚だしく軽減してゐたこと。

一、國際情勢の急激な轉回を巧みに利用したル政権の非常時意識を昂揚せしめんとする政策は、ともかくも、今回の選挙に於て當然に論難の的とされるニューディール政策その他國內問題の批判から、選挙民大衆の眼

をそらさせることに成功した。

一、且つ、この國內問題に於ても、ウィルキー候補が重工業資本を背景としてゐるといふことが少からず禍して、官僚主義者と化し去つたとの非難を一般から浴びてゐたル大統領に對しても、有效な攻撃の矢を向け得なかつたこと。

しかしルーズヴェルト大統領が、前二回の選挙に於て獲得した程の大差をウィルキー氏には許し得なかつたことは、ル大統領としても今後の政策遂行上多少反省の契機を與へるものも見られてゐる。

◆今後の政策の方向

なほルーズヴェルト外交政策の根本は、「米國國內及び世界に於ける民主

義體制を擁護し且つ強化すること」にあり、更にこれを具體的に要約すれば次の通りとなる。

一、歐洲戦争に對しては參戰に至らざる程度に於て出來得る限りの對英援助を行ふ。

二、反民主主義國による經濟・政治・軍事的侵略から西半球を防衛する。

三、歐洲に於て全體主義國の優位が確定した場合に西半球の通商を擁護すべき、西半球經濟體制の確立を圖ること。

一方、内政上に於ては、ル大統領が過古八ヶ年實踐してきたニューディール政策の強行が掲げられてをり、既にル大統領自身も「今後四ヶ年あればニューディール政策の完遂には充分である」と稱してゐる程で、今後この

農業・工業・財政・労働の各部門に互にニューディール統制経済組織の一層強化が約されてゐるのである。即ち、すでに過古四年間に於て、證券法の制定、森林開發法の活用・事業促進と失業救済・社會保險制度の確立・テネシー溪谷開發による電力料の低下・聯邦住宅供給事業・ワグナー労働法による労働者の團體契約及び賃銀労働時間の規定・確立・互惠通商條約による産業振興等が記録されてをり、今後は米洲經濟圈確立の線に沿つてニューディール政策が運用されて行くものと見られてゐるのである。

◆ 各國への影響

米國の大統領選挙に對し、ドイツ官邊は終始無關心の態度を示してゐた

が、ル大統領三選確定についても「ただ吾々の興味を惹くのはル氏が戦争不介入を強く標榜し且つこれが當選の原因となつてゐることである」と述べ、一方イタリアの政界消息は「ル氏三選により米國內の戦争熱は引つき拍車をかけられることとなり、米國が直ちに英國側に参戦するとは考へられないが、結局イタリアの敵となることは免れない」と觀測してゐるとも傳へられる。

一方英國に於ては、ルーズヴェルト氏もウィルキー氏も、英國に對し、いはゆる「戦に至らざる程度の最大限の援助」を與へようといふ點では全く同意見を表明してをり、原則的には何れが當選しても對英援助に變りがないのであつたが、その對英援助策にしても又一般外交

政策にしても、一層積極的なル大統領の當選を熱望してゐたと傳へられる。

そして一部消息通の間ではル大統領の三選により米國参戦の可能性増大を指摘するものもあるが、若し米國が参戦すれば日本は三國條約の立場から當然獨伊側に立つて参戦すべく、米國が對英援助に主力を注げなくなるため英國にとつて不利を招くといふ見方も有力に行はれてゐる。米國としても、今後戦争が長期に亘り不測の事態でも發生せぬ限り、恐らく直接参戦することは極力回避するものと彼等は見做してゐるが、この意味からして、英國財界方面では、對米参戦を未だ決濟せぬ國への新融資を禁止してゐるジョンソン法が近く撤廢されることを期待し、英國戰時財政經濟の前途をやゝ樂觀してゐると傳へられる。

國民服について

厚生省

國民服令制定まで

新東亞建設の躍進時代にふさはしい國民服裝を作つて欲しいとの要望は多年の懸案であつた。厚生省がこの問題をとり上げたのは昭和十三年以來のことである。

同年十一月、國民精神總動員中央聯盟は厚生省と連絡の上、官民の有識経験者からなる「服裝ニ關スル委員會」を設けた。この委員會は、あらゆる角度から検討審議を重ねた結果、國民服制定の基本方針を決定し

たが、たゞしく同盟盟の改組にあひ惜しくも中絶のやむなきに至つた。

被服協會(陸軍被服本廠内)は、かねて國民被服の合理化と軍民被服の近接に努めてゐたが、この情勢を見て、昭和十四年十月以來厚生、陸軍兩省後援の下にこの事業に乗り出し、服裝界の權威者を以て「國民被服刷新委員會」を組織すると共に、基本要綱を示して國民服の考案を一般から募集することにした。公募の結果は、考案の熱意には感動するに足るものがあつたが、國民服としてのすべての

要件を具備し、天下に推奨するに足る作品は發見できなかった。

そこで被服協會は、前述の「國民被服刷新委員會」をして、想を練らせることとなり、同委員會は智腦を傾けて工夫考案に努め、遂に本年一月、多年の宿案がこゝに實を結んで、國民服(男子用)第一號乃至第四號と、國民服儀禮章を制定發表した。

今回制定された國民服令(十一月二日付官報)で公布、即日施行は、右の被服協會制定國民服の中から二種を採つて、これを甲號及び乙號とし、國

民服儀禮章をそのまゝの名稱で法制化したのである。

國民服制定の理由

わが國の服裝の現狀は、まるで衣裳博物館を見るやうだと評する者がある程に、多種複雑を極めてゐる。われ／＼の身邊を顧みても、和服あり、洋服あり、禮服には和式の紋附羽織袴と洋式の燕尾服、フロックコート、モーニングコート等があり、これがわれ／＼の日常生活とは切離せぬ關係にあり、その上に、そのいづれにも冬着、夏着或ひは合着まであつて、國民に無用の混濁と負擔を課してゐる。

またわれ／＼は、わが國現在の服裝文化が餘りにも歐米風を模倣し

て、自主性に乏しいことを反省しなければならぬ。世界の興亡の歴史をたづねても、民族の發展には必ず建設的な服裝文化が伴つてゐるのを見るのである。今や國運の飛躍的發展に際會して、歐米の流行に追隨することなく、あくまでも自由獨往世界の水準を抜き、東亞諸民族を指導するに足る新服裝文化を確立すべきである。

さて、今回制定された國民服の目標は大體左の三點に要約される。

一、國民精神の昂揚

國民服には在來の歐米直輸入型を排し、日本古來の服裝の持つ長所を尊重し、これを現代に活かすことに努めた。國民服に宿る民族の傳統と氣魄は、必ずや總力戦下の國民を勇

奮振起せしめるであらう。

二、國民被服の合理化

國民服は洋服の日本化を圖ると共に、簡單に儀禮の服裝となし得る特長を持つてゐるから、服裝の二重生活が大いに緩和される。また創案に當つて衛生的、活動的の考慮は微細の點に至るまで拂つてあるから、必ずや、國民の戦時活動の能率を増進するであらう。現在わが國は被服資源に制限を受けてゐるが、この合理的な國民服が必要な方面に行き互つて大いに役立ち、從來の服裝の無駄がなくなれば、眞に被服資源が活用されたものといひ得るだらう。

三、軍民被服の近接

國家總力戦にあつては、國民皆陣雨下にある心構へを要するのみで

なく、軍服に轉換のできる服裝を普及することは、國防力の充實に寄與することが大きい。そこで國民服ではできるだけ軍民被服の近接を圖つた。

國民服の種類

國民服令第一條に「大日本帝國男子ノ國民服(以下國民服ト稱ス)ノ制式ハ別表第一ニ依ル」とあるやうに、今回制定を見たのは男子用のものであつて、婦人用の國民服のない現在では特に男子用とことわらなくともよい。

國民服には甲號と乙號の二種類がある。これは第一條の法文を見ただけでは分らず、別表第一の「國民服制式表」を見なければならぬ。こ

の國民服令は、法文と共に「國民服制式表」と「國民服圖」も重大な意味をもつものであるから、この三者を綜合して國民服を正しく理解し、正しい國民服を着用するやうにしていただきたい。

こゝで甲號乙號に共通の原則を説明することにしよう。

第一は服の色合であるが、中衣が適宜となつてゐる外はすべて茶褐色(國防色)に限られてゐる點である。上衣、袴(ボトム)、禮服用の帽、外套も、生地は絨でも布でもよいが、色合は茶褐色に限られてゐる。

第二は從來の洋服にあるチョッキ、カラー、ネクタイ、ワイシャツの代りに中衣が登場してゐる點である。日本襟の傳統を活かした中衣を着用し

て、首を締めつける不衛生・窮屈なカラー、ネクタイをなくするといふのが國民服制定の一眼目である。

カラー、ネクタイを用ひたのでは國民服を着用してゐるとはいへない。なほ國民服令の制式によらない服は、その名稱中に國民服の文字を用ひてはいけないことになつてゐる(第六條)。國民服と呼ぶ以上は必ず制式通りのものでなければならぬ。

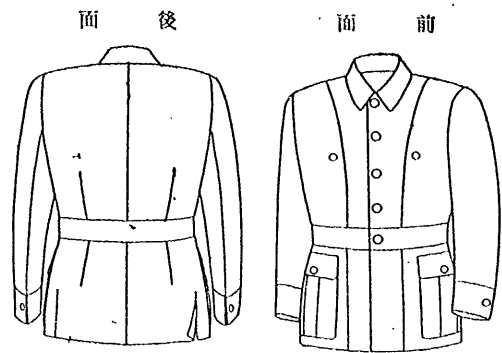
甲號

一、上衣

開襟(小開キ)ト爲シタル場合。

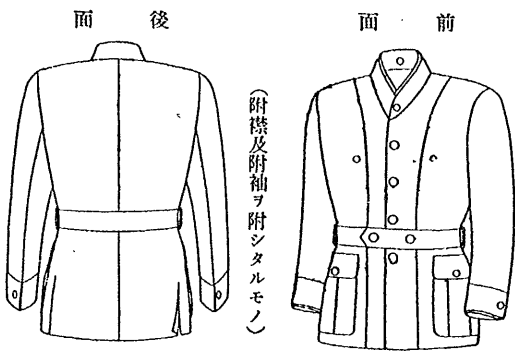


立折襟トシタ場合



袖	筒袖型トシ脇開及端袖ヲ附シ各一箇ニテ閉閉シ得ル如クス
前	襟形ヲ附シ釦五箇ヲ一行ニ附ス
襟	立折襟式開襟(小開キ)トス
地質	茶褐絨又ハ茶褐布

物入	胸部物入ハ左右各一箇トシ縦ニ沿ヒ縫入ルモノトシ腰物入ハ左右各一箇トシ横ニ縫入ルモノトシ釦ハ附セサルコトヲ得
裾	左右兩裾ヲ開ク
帯	帯形ヲ附ス



(附襟及附袖ヲ附シタルモノ)

二、中衣

制式

地質	適宜
襟	日本襟トス上襟及附襟ヲ用フルコトヲ得但シ縫製ノ場合ニ於テハ附襟ヲ用フルモノトス
前面	上衣ニ同シ
袖	上衣ニ同シ附袖ヲ用フルコトヲ得
帯	分離式トシ前面ニ釦ヲ以テ留ム
裾	上衣ニ同シ
物入	上衣ニ同シ但シ腰部物入ハ附セサルコトヲ得

三、袴(ズボン)



(裾ヲ釦ヲ以テ緊收閉スル如ク爲シタルモノ)

地質	茶褐絨又ハ茶褐布
裾	釦ヲ以テ緊收閉スル如ク爲スコトヲ得
物入	左右ニ各一箇ヲ附ス

上衣の襟の立折襟式開襟(小開キ)

とは、基本形式としては小開きの開襟であるが、襟を立てると立折襟となり得るものをいふのである。

襟(特に中衣の)襟形、帯形、胸部の縦型物入、脇刺等は、古來の被服にあつた特徴を活かしたもので、全體の氣品を高からしめてゐる。袖を筒袖型としたのは、非廣服等の窮屈な感じをとり去るに大いに役立つし、脇開端袖の開閉自在なことは袴(ズボン)の裾の緊收閉自在なことと共に、活動に極めて便利になつてゐる。國民服は一般に寛裕を旨として仕立てることになつてゐる。

中衣の仕立は必ずしも洋式裁縫の必要はなく、生地も色合も柄も制限がないのであるから、家庭で有合せの材料を用ひて仕立てたもので結構

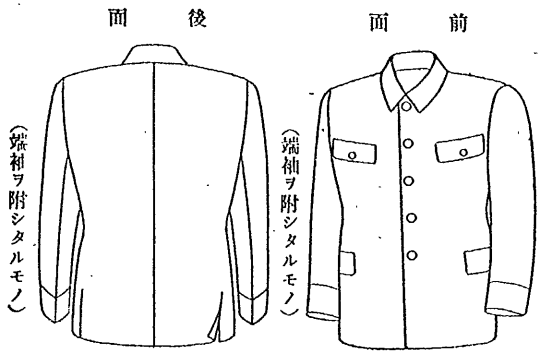
間に合ふのである。

この甲號は一般向きのものとして推奨する。

乙號

一、上衣

立折襟



(端袖ヲ附シタルモノ)

(端袖ヲ附シタルモノ)

開襟式立折襟(小開キ)

立折襟ト爲シタル場合

立折襟ノ前面ニ同シ

開襟(小開キ)ト爲シタル場合



(端袖ヲ附シタルモノ)

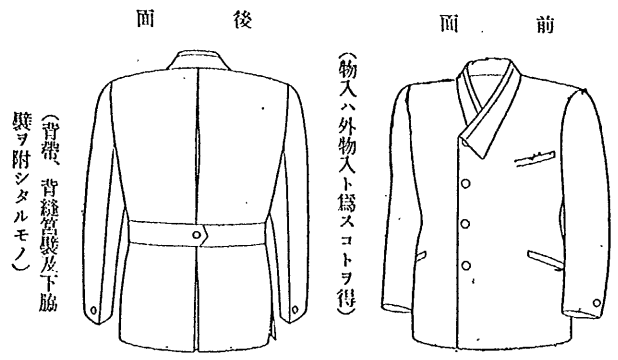
立折襟ノ後面ニ同シ

制式

地質	茶褐絨又ハ茶褐布
襟	立折襟トス但シ開襟式立折襟(小開キ)ト爲スコトヲ得
前面	釦五箇ヲ一行ニ附ス
袖	筒袖型トシ脇開及端袖ヲ附シ釦一箇ニテ閉閉シ得ル如クス端袖ヲ附スルコトヲ得
裾	左右兩裾ヲ開ク

物入
胸部物入ハ左右各一箇トシ横
腰部物入ハ左右各一箇トシ横
袖口物入ハ左右各一箇トシ横
裾口物入ハ左右各一箇トシ横

二、中衣



制式
地質
適宜
襟
日本襟トシ附襟ヲ用フルコトヲ得但シ禮裝ノ場合ニ於テハ附襟ヲ用フルモノトス
前面
釦四箇ヲ一行ニ附ス
袖
釦袖型トシ附袖ヲ用フルコトヲ得
物入
胸部物入ハ左一箇トシ腰部物入ハ左右各一箇トシ但シ腰部物入ハ附セザルコトヲ得
其他
背襟、背縫、背袋又ハ下脇襷ヲ附スルコトヲ得

乙號の袴(ズボン)は甲號のと同じである。
 上衣は一見したところ、従来の立折襟服背廣服と大差ないやうであるが、袖、脇開等に甲號と同様の考案が加へてある。上衣の襟には二通りある。一は立折襟専用で開襟出来ぬもの、二は開襟式立折襟(小開キ)で、これは基本形式としては立折襟であるが、襟を開くことによつて小

開きの開襟となり得るものである。被服協會制定の國民服第三號は、乙號の制式に合ふやう立折襟専用のものにするか、襟開を小さくするか、簡単な加工を施して改造すれば、この乙號とすることが出来る。

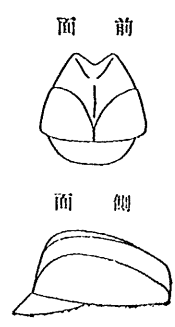
上衣の物入は圖で明らかにならうに、内物入を建前とするが、乙號立折襟については、當分のうち外物入としたものも認めることになつてゐる。これは他の部分がすべて乙號の制式通りであるならば、物入だけが制式はづれの外物入であつても、當分の内乙號として取扱ふといふので、今後新調するものまでも外物入のを認めようとの趣旨ではない。
 中衣の襟は和服の合せ襟の形式を採入れた。仕立については甲號の中

衣と同様である。

乙號特に立折襟は従來青少年の團服制服等として相當普及してゐるが、着用者を青少年に限るといふのでなく、勿論一般の着用を推奨する。

禮裝用の帽と外套

一、帽(烏帽子型)

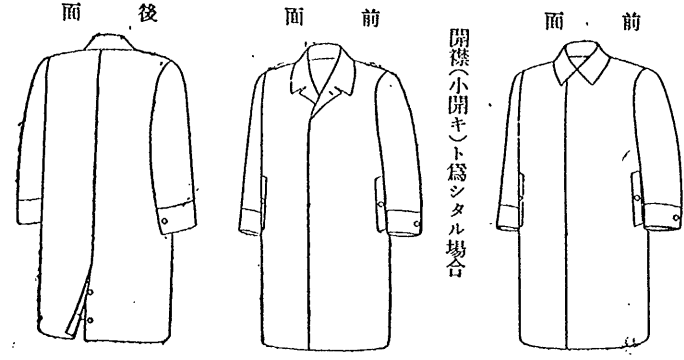


制式

地質
茶褐絨又ハ茶褐布
製式
烏帽子型トシ折返及前庇ヲ附スルモノトス

二、外套

立折襟ト爲シタル場合



開襟(小開キ)ト爲シタル場合

制式

地質
茶褐絨又ハ茶褐布
襟
開襟式立折襟(小開キ)トス
前面
釦三箇ヲ一行ニ附シ比翼仕立トス
袖
釦袖型トシ端袖ヲ附シ釦一箇ヲ附ス
裾
後開ヲ附シ釦一箇ヲ附シ比翼仕立トス
物入
腰部左右ニ各一箇ヲ附シ釦一箇ヲ附ス

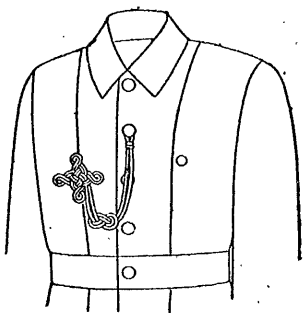
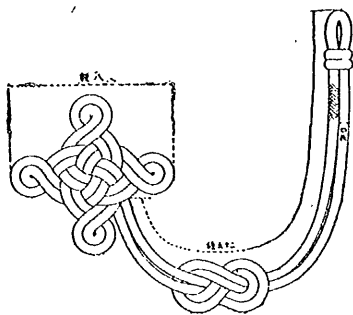
禮裝用の帽には、乙號禮裝用だけのものとして別に陸軍略帽型(茶褐絨又ハ茶褐布)があるが、これは世間に普及してゐるから説明の必要はなからう。

烏帽子型帽は、古來國民に親まれた烏帽子の高雅な形を基調とし、これに兜のもつ雄渾な線を配したものである。折返しは單なる飾りではなく、寒冷、雨雪の際には降して耳を

覆ふこともできる。また管て烏帽子が兜の下帽として用ひられたやうに、この帽も陸軍略帽と同様鐵兜の下にも冠れる。

禮装用の外套は、茶褐絨または茶褐布の長マントで代へることも出来る。

國民服儀禮章



(甲號禮章着用ノ場合)

制式

材料	古代紫色ノ四打紐ヲ以テ製シ
主部ニ	紫座ヲ附ス
形状	圖ノ如シ

國民服儀禮章は八紘一字を形象化したものである。この佩用方法は、主部を懸紐によつて右胸部物入の鈕に懸け、紐の末端を上衣の第二鈕に懸けることになつてゐる。主部の中央に最大徑二種以内の大きさの家

の紋章を付けてもよい。

なほ國民服令の制式によらない徽章若くは飾章は、その名稱中に國民服儀禮章の文字を用ひてはいけないことになつてゐる。(第六條)

國民服の着用法

こゝでは平常服として國民服を着用する場合について説明しよう。

國民服は、從來の男子服装のうち最もわが國情に副はない背廣服と、洋式禮服の日本化簡素化を目標としたものである。

第二條に「國民服ハ從來背廣服其ノ他ノ平常服ヲ着用シタル場合ニ着用スルヲ例トス」と規定してゐるが、これは國民服が「背廣服等と同等の服装として勤務なり社交なりの場合に

着用するのだ」といふ意味で、從來の背廣服を強制力を以て排除しようとするのではない。むしろ被服資源の制限された今日は、手持ちの洋服を出来るだけ愛用し、新調の已むなきに至つて初めて國民服を調製する方が國策に副ふわけである。また、新たに團服制服等を作つたり改正するときには、できるだけ國民服の制式によることが望ましい。

國民服の着方はやはり洋服並みである。但し頸を窮屈に締めるカラー、ネクタイ、チョッキを絶対に使用しないし、ワイシャツも着なくともよい。カラー、ネクタイ、チョッキ、ワイシャツの役目はすべて新規に登場した中衣が果すことになるのである。從來のネクタイの好みは中

衣の好みに轉換して行くだらう。

平常は、開襟にしてゐる場合には必ず中衣を着用しなければならぬが、立折襟の場合は着用しなくてもよい。中衣を着なければならぬ場合でも、暑熱の時期又は地方では上衣に副襟及び附袖を付けて中衣を着ないことが出来る。

また暑熱の時期又は地方では中衣だけで上衣に代へる場合には中衣と牛袖とし襟開を大きくし帯を附けないことが出来る。又は袴(ズボン)を半袴にする事が出来る。但しこの服装では、いくら國民服儀禮章を佩びたりしても禮装にはならない。

なほ中衣は運動や室内執務等の際上衣を脱いでも、中衣を自己體が立派に服装美を盡へてゐるから、從來

のワイシャツ一枚とは異つて禮を失したことはない。

中衣は背廣服の上衣の下に着ても和服の下に着ても一向變ではない。中衣と上衣の組合せは甲號乙號を流用して差支へない。

從來の冬着、夏着及び合着の觀念は、いづれも地質の厚薄等によつて自ら定まるのであるが、國民服は寛裕に仕立てるのを特徴にしてゐるので、下着の調節によつても目的を達し得る。

上衣、帽、外套を通じて、勤務先、所屬團體等の標識を付けることは禁じてあるわけではないが、制式としては附けないことになつてゐる。従つて附けるにしても、取外しの容易なものを附けるとか、大ききなもの、

異様なものは避ける方がよい。

平常服として國民服を着用する場合は、帽、外套、手套、靴は適宜のものでよく、又用ひなくともよい。また禮服用の帽、外套を平常に用ひても一向差支へない。

國民服禮裝

國民服は儀禮の服裝にもなり得る。すなはち、

第三條第一項 國民服禮裝ハ國民服ヲ着用シ國民服儀禮章ヲ佩ブルモノトス

第四條 國民服禮裝ハ從來燕尾服、フロックコート、モーニングコート其ノ他之ニ相當スル禮服ヲ着用シタル場合ニ着用スルヲ例トス

と規定されてゐる。右の第四條は

「國民服禮裝が燕尾服、フロックコート、モーニングコート等と同等の儀禮服裝として着用し得る」といふことを規定しただけで、從來の燕尾服、フロックコート、モーニングコート等を強制力を以て排除しようとするのではない。

從來燕尾服、フロックコート、モーニングコート等を着用した一般儀禮の場合、この國民服禮裝で堂々とする行けるが、特に別の禮服を指定する定めがあれば、それによらねばならない。宮中關係について國民服令が當然適用されるものでないことは勿論である。

國民服禮裝は右の第三條第一項にもあるやうに、國民服に國民服儀禮

章を佩びることになつてゐるが、平常の姿のまゝではなく、禮裝としての威儀を失しない服裝でなければならぬ。すなはち國民服を左の如く着用した上、正規の帽、手套、靴を用ひ、外套を用ひる際は正規のものを用ひねばならない。

上衣 襟は立折襟でなければならぬ。従つて甲號及び乙號の開襟式立折襟（小開き）では襟を立てねばならない。乙號の立折襟には白の附襟を附けねばならない。
中衣 甲號及び乙號の開襟式立折襟（小開き）の襟を立てた場合は中衣を着ることになつてゐる。中衣には白の附襟を附けねばならない。
中衣（或ひは上衣）に附袖を附けるときは白のものでなければならぬ。

袴（ズボン） 裾は緊收又は開放してはいけない。

帽 甲號の場合は前掲の烏帽子型、乙號の場合は右の烏帽子型と陸軍略帽型の何れでもよい。
外套 前掲の外套又は長マントである。
手套 白と限られてゐる。

靴 靴は黒革短靴であるが、雨雪又は乗馬のときは黒革長靴を用ひてもよい。

このやうに、禮裝として正規の服裝を整へた上、國民服儀禮章を佩びると、こゝに國民儀禮の服としての國民服禮裝が成立する。つまり、國民服禮裝は、從來の通常禮服（燕尾服、通常服（フロックコート、モーニングコート）等に相當するものと

されてゐるわけで、これからは冠婚葬祭等廣く儀禮に際して着用してよいのである。

たゞ注意を要するのは、このやうに儀禮服が簡素化されても、禮服は清潔整齊でなければならぬ」との原則を決して變更したのではないとふことである。

同じ國民服を着ても、禮裝の場合には平常の汗と塵を去りキチンとした禮容を失しない服裝をせねばならぬ。宮中參内等特に嚴肅を要する場合はこの點に特に注意することが肝要である。儀禮章にしても、かういふ場合のものは、一般の冠婚葬祭の際に用ひるものと區別するくらの心掛が必要である。

國民服禮裝の特典

國民服禮裝は左の諸種の特典を受けるが、これ等の場合は禮裝としての正規の服裝を整へることに特に留意せねばならぬ。

- 一、宮内省關係 宮内省に於ては、從來通常服（フロックコート又はモーニングコート）を着用するを例とした左に掲げる場合には、別段の定めあるものを除き國民服甲號禮裝をも着用を差許されることとなつた。（十一月二日官報第百四十四號）
- 一、參内記帳
- 二、拜謁又は賜儀ニシテ特ニ指示スルモノ
- 三、觀櫻會又ハ觀菊會
- 四、陵墓ノ正式參拜
- 五、賜物ノ拜受
- 六、行幸啓先ニ於ケル有資格者ノ

奉送迎

七、勅使、御使又ハ御名代若ハ御差遣皇族ノ奉送迎

八、ソノ他特ニ指示スル場合

二、神宮神社ノ正式参拜 神宮神社

ノ正式参拜ノ服装として、従来認め

られた通常服(フロックコート又は

モーニングコート)、紋附羽織袴及び

制服(制服あるものにつき)とともに、

國民服禮装が(甲號乙號とも)認めら

れることになつた。

三、勳章記章及び褒章ノ佩用 勳章、

記章及び褒章ノ佩用ハ國民服禮装に

(甲號乙號とも)認められることにな

つた。即ち第五條に「國民服禮装ニハ

佩用ニ關スル規程ニ從ヒ勳章、記章

及褒章ヲ佩用スルコトヲ得」とあり、

十一月二日內閣告示によつて勳章記

章佩用心得が左の如く改正され、

新たに「國民服禮装」が加へられた。

第六款第一項 勳章ハ男子ハ大禮

服通常禮服(燕尾服)及ヒ國民服

禮装着用ノ時佩フヘシ記章及ヒ

褒章ヲ有スル者亦同シ

第四項 國民服禮装着用ノ時ハ頸

飾又ハ大綬ヲ以テ佩フル勳章ハ

其ノ副章ヲ佩用スルモノトス

なほ従來軍服その他の制服に認め

られた綵狀略綬の佩用も認められ

ることとなつた。

勳章、記章及び褒章授與ノ恩命に

浴した人々は、今後この國民服禮装

によつて佩用の機會が多くなり、有

難き聖恩に副ひ奉る光榮を一層多

く有するに至るであらう。

週報

昭和十五年十一月十三日自體發行

田部 内閣情報部

印刷部 東京市麹町區

發行所 内閣印刷局

東京市麹町區大手町

一部 (續發行所)

▲接納送迎希望の方は一部五錢(外國郵便に依る地域は十錢)の割合を以て前金を送(即ち送込み下さい)

▲特大賣の場合は其の都度御送金より差額を申受けます

注意	御所	申込	價定
▲本誌より轉載の場合は必ず「週報」の旨を明記し、且右轉載誌を内閣情報部(印刷部)宛に送付して下さい	内閣印刷局發行課	電話 九ノ内三三五一九 振替東京一九〇〇〇	一部
▲本誌記事の無断轉載は御断り致します	全國各地官報販賣所	振替東京一九〇〇〇	
▲掲載記事に對し御希望や編輯に關しての御意見を週報編輯部にお知らせ下さい	東都書籍株式會社	振替東京九三九〇番	
▲本誌を他へお送りの場合は毎部一圓五厘	各書店・驛賣店	振替東京九三九〇番	
▲本誌へ廣告御希望の方は内閣印刷局へ			



週報

昭和十五年十一月十三日
（毎週一回水曜日に発行）
種郵便物認可



高血圧に ノルマトン

血圧降下剤の選擇條件
即ちノルマトンの特長

- (1) 作用緩和にして一時に過度の血圧降下を來たす危険なし
- (2) 凡ゆる種類の高血圧症に奏効
- (3) 作用は持続的

30錠 ¥50



東京市日本橋區室町
三共株式会社

内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさき大の書本)